



# 宮 崎 県 公 報

平成20年 9 月25日 (木曜日) 第 2019 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (伐倒駆除等) …………… (自然環境課) 1
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令 (移動制限・禁止) …………… ( “ ) 1
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令 ( “ ) 2
- 民有林の保安林の指定の解除予定 …………… ( “ ) 2

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 2

### 公 告

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し…………… (税務課) 3
- 第10次鳥獣保護事業計画の変更…………… (自然環境課) 3
- ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画の変更 ( “ ) 3
- イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画の策定… ( “ ) 3
- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 3
- 入札公告…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 708号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成20年 9 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

県内一円

##### (2) 期間

平成20年 9 月25日から平成21年 3 月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条 (用材及び薪炭材であるものを含む。) をいう。以下同じ。) を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3 に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3 に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3 に掲げる措置を1 (2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3 に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3 に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3 に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3 に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

### 宮崎県告示第 709号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成20年 9 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

県内一円  
 (2) 期間  
 平成20年10月2日から平成21年10月1日まで  
 2 森林病虫害等の種類  
 松くい虫  
 3 行うべき措置の内容  
 1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等  
 (伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)をいう。以下同じ。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。  
 4 命令をしようとする理由  
 松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

**宮崎県告示第 710号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。  
 平成20年9月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間  
 (1) 区域  
 宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。)  
 (2) 期間  
 平成20年9月25日から平成21年3月31日まで  
 2 森林病虫害等の種類  
 松くい虫  
 3 行うべき措置の内容  
 松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。  
 4 命令をしようとする理由  
 1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。  
 5 その他必要な事項  
 (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。  
 (2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル(木材チップャーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕を行うこと。  
 (3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。  
 (5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。  
 (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

**宮崎県告示第 711号**

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

平成20年9月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所  
 宮崎市大字加江田字嶺崎4910(次の図に示す部分に限る。)  
 2 民有林の保安林として指定された目的 潮害防備  
 3 解除の理由 指定理由の消滅  
 (「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 712号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年9月25日から平成20年10月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字草 園 677番3 地先から同 郡同町同大 字字近道 6 78番2地先 まで	旧	2.4 ~ 21.0	60.0
				新	85.0 ~ 92.2	

**宮崎県告示第 713号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年9月25日から平成20年10月9日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年9月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字草 園 677番 3 地先から同 郡同町同大 字字近道 6 78番 2 地先 まで	平成20年 9 月 25 日

## 公 告

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 700条の 6 の 4 第 3 項の規定により軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。  
平成20年 9 月 25 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 名称及び代表者の氏名

有限会社蛭原石油店  
代表取締役 蛭原啓

## 2 主たる事務所又は事業所の所在地

宮崎市田野町乙3118- 2

## 3 指定取消年月日

平成20年 8 月 29 日

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 4 条第 1 項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を変更した。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 9 月 25 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条第 1 項の規定により、ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を変更した。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 9 月 25 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条第 1 項の規定により、イノシシに係る特定鳥獣保護管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 9 月 25 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山新土地改良区（三股町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年 9 月 25 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	佐 澤 迪 弘	三股町大字樺山4250番地
監 事	指 宿 俊 彦	三股町大字樺山4218番地

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年 9 月 25 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 運転者管理用端末装置等一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成21年 3 月 1 日から平成26年 2 月 28 日まで
- (4) 納入場所 仕様書による

- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、借入物品に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
ア 平成20年宮崎県告示第 233号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）若しくはその他であること。  
イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。  
ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設

<p>置、設定できると認められる者であること。</p> <p>エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。</p> <p>カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。          なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市場 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509          電話番号 0985 (31) 0110</p> <p>イ 提出期限 平成20年10月 7 日 (火) 午後 5 時</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。</p> <p>4 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成20年 9 月25日から平成20年10月 9 日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)</p> <p>5 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 平成20年 9 月25日から平成20年10月 7 日まで (土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)</p> <p>6 入札説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部 7 階 703会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年 9 月29日 (月) 午後 1 時</p> <p>7 入札及び開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室</p> <p>(2) 日時 平成20年10月10日 (金) 午後 1 時</p> <p>8 入札保証金          入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項          宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法          予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局          宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨          日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機構 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased:</p>	<p>Lease Contract of Drivers Licence Date Management Device, Iset</p> <p>(2) Time limit for tender: 1:00 p.m. 10 Oct, 2008</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110</p>
--	--